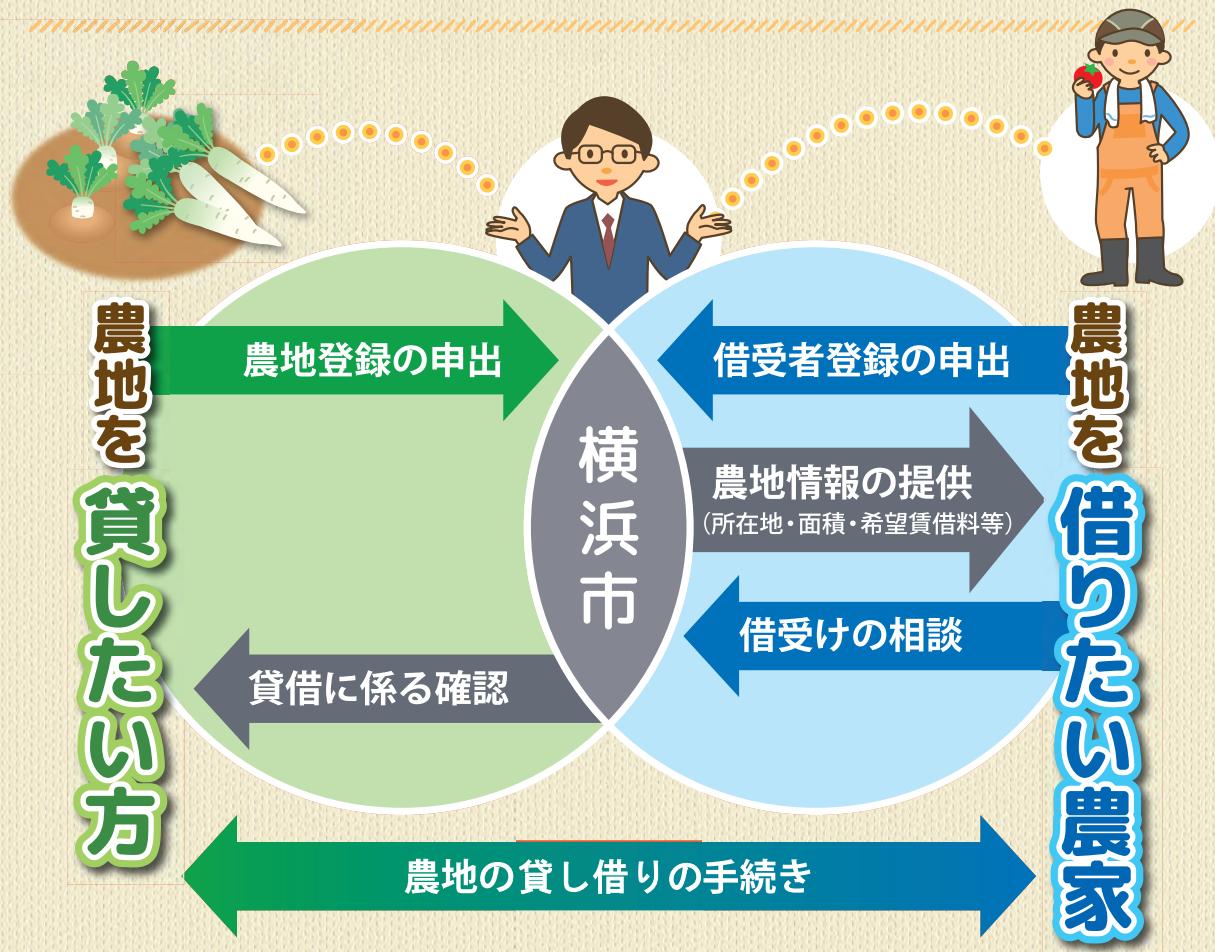


農地を 貸したい方 借りたい農家 を募集します



横浜市農地マッチング事業のご案内

横浜市では、農地の貸し借りをスムーズに行うため、
貸したい農地の情報と、借りたい農家の方の情報をデータベース化し、
貸付希望の農地情報を借りたい農家の方へ提供する事業を実施しています。



データベースへ
登録する利点



農地を
貸したい方
借り手が見つかり
やすくなります



農地を
借りたい農家
農地情報が一覧で
得られます

手続きについて

農地を貸したい方

農地登録の申出

原則として以下の条件をすべて満たした農地が登録の対象です。

- 市街化調整区域内
- 境界が明瞭
- 面積が概ね 500 m²以上(農用地区域を除く)
- 原則、接道があり、通作に支障がない
- 日照・排水・土壤等が耕作に適する
- 貸借に支障となる権利設定がない

- 農地にコンクリート片、産業廃棄物等がある場合や荒廃化している場合は、事前にご自身で撤去や改善等をしてください。
- 申出をいただいても状況によっては登録できない場合があります。
- 登録後も貸し借りが始まるまではご自身で農地を管理してください。
- 登録しても借り手が見つからない場合があります。

農地情報の提供

借受希望者には次の農地情報を提供します。

所在地(地番) / 面積 / 希望賃借料
利用条件 / 現在の耕作状況

- 農地所有者の個人情報(住所、氏名、連絡先)は借受希望者にお知らせしません。

農地を借りたい農家

借受者登録の申出

原則として、横浜市内で耕作実績のある農家、横浜市が認めた新規参入者が登録の対象です。

農地情報の提供

登録された方には次の情報が提供されます。

所在地(地番) / 面積 / 希望賃借料

利用条件 / 現在の耕作状況

- 第三者への農地情報の提供はしないでください。
- 登録農地の所有者と直接交渉することはしないでください。

借受けの相談

借受を希望する農地があった場合は申出書を提出してください。

- 同一の農地に対して借受希望者が複数いた場合は、耕作状況や市の定める優先順位等により紹介先を決定します。
- 状況によっては農地を紹介できない場合があります。

横浜市の審査

農地マッチング後

賃借料(平均額を基本)、賃借期間等の条件を当事者間の話し合いで決めていただきます。

- 両者の顔合わせ及び農地の現地立会いを行っていただきます。
- 農地の借り手と借り受ける農地は、横浜市の地域計画に登載されます。
- 農地の貸し借りは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく権利設定により有効になります。

農地を所管する農政事務所までお問い合わせください。

本制度はホームページでも紹介しています

横浜市 農地マッチング



または



問合せ先

横浜市みどり環境局 北部農政事務所

(所管／鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑区)

Tel. 045(948)2478

Fax.045(948)2488

横浜市みどり環境局 南部農政事務所

(所管／西・中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷区)

Tel. 045(866)8491

Fax.045(862)4351